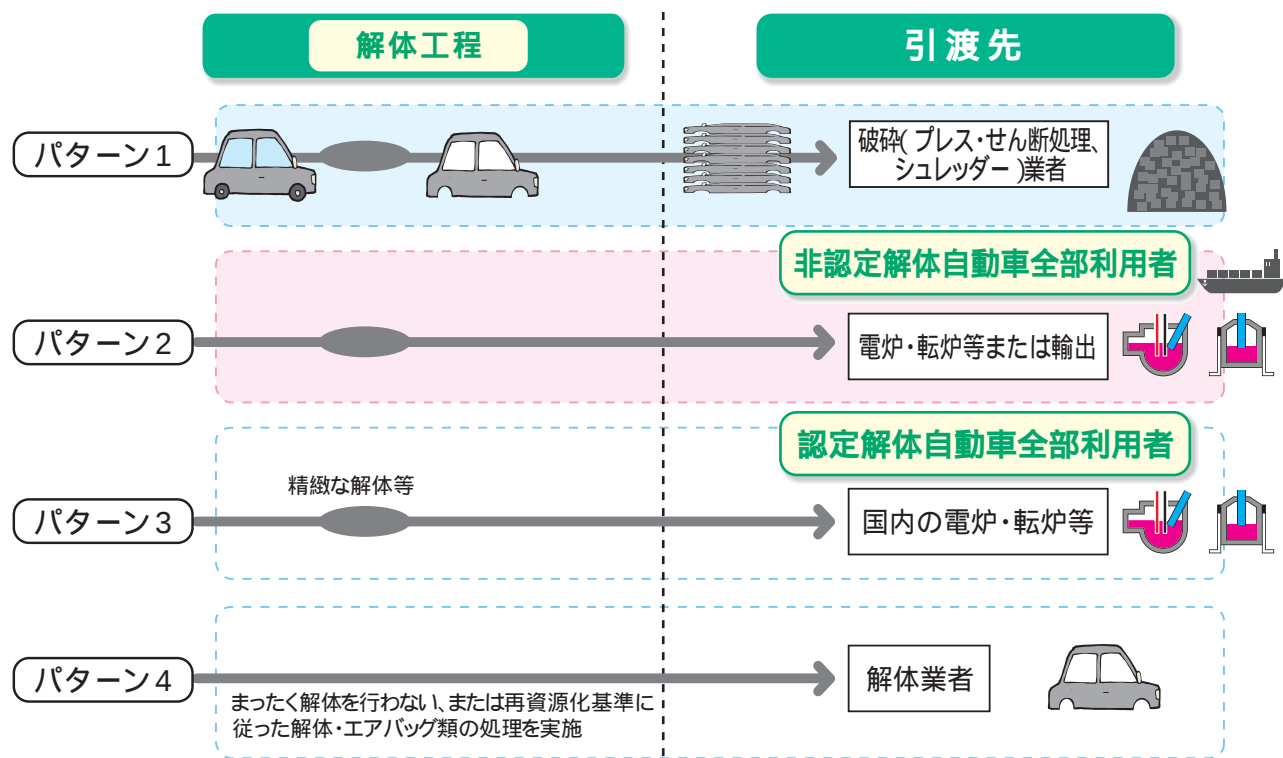


第6章 解体自動車の引渡時の実務

1. 処理パターン

- 解体自動車の引渡先は、以下の4パターンがあります。
- パターン1 解体自動車（廃車ガラ）を破砕業者（プレス・せん断処理業者、シュレッダー業者）に引き渡します。
- パターン2 自動車メーカー等（チーム）とプレス・せん断処理工程との間に委託契約関係がなく、これらの事業者が独自のルートで電炉・転炉等や製品原材料として輸出する事業者に引き渡す場合は、その引渡先は、非認定全部利用者として区分されます。
- パターン3 自動車メーカー等（チーム）とプレス・せん断処理工程との間に委託契約関係があり、国内の電炉・転炉等に引渡しを行う場合には、その引渡先は認定全部利用者として区分されます
（認定全部利用者への引渡しに関する詳細は、自動車メーカー等（チーム）にお問い合わせください）。
- パターン4 自社においてまったく解体を行わない場合や再資源化基準に従った解体およびエアバッグ類の処理を行った後、さらに他の解体業者に引き渡すことも可能です。



解体自動車全部利用とは、ASRを生じさせない方法で（電炉、転炉等への投入や廃車ガラ輸出により）解体自動車（廃車ガラ）を再資源化处理する方法のことで、その引渡先事業者を解体自動車全部利用者といいます。

2. 引渡先パターン別の実務について

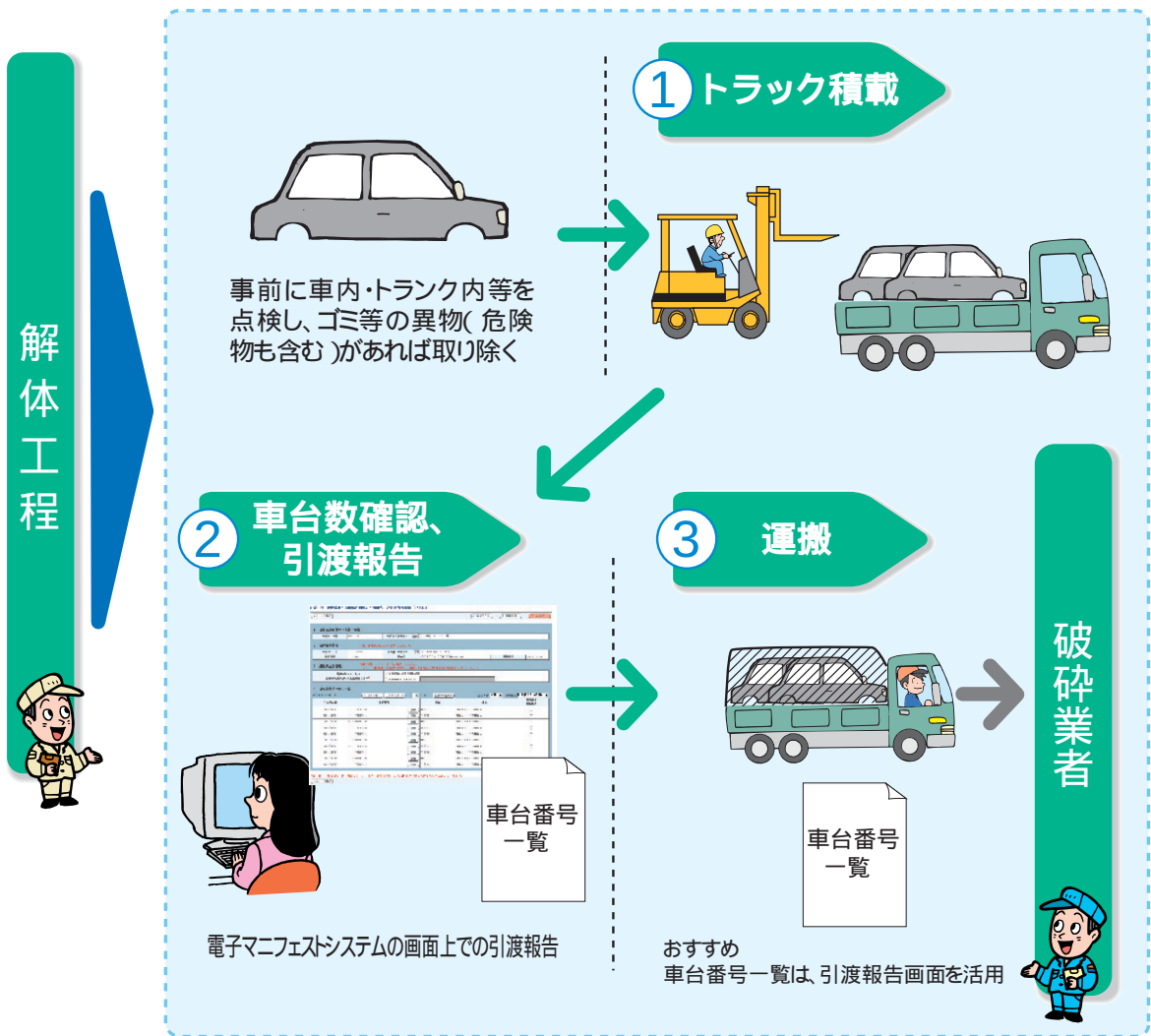
- (1) パターン1 破砕(プレス・せん断処理、シュレッダー)業者に引き渡す場合(下図参照)
- 必ず事前に車内、トランク内等の点検をしてゴミ等の異物（危険物も含む）があれば取り除いてから引き渡します。

トラック積載
車台数確認、引渡報告

- 解体自動車をトラックに積載する時、車台番号を確認して電子マニフェストシステムの画面上で破砕業者への引渡報告を行います。
- 解体自動車では、後工程の破砕業者が電子マニフェストシステムの画面上でどの車台番号が搬入されたかの把握が難しい場合も想定されるので、情報管理センターへの引渡報告画面を印刷したものか、リサイクル券の束をトラックの運転手に持たせることをおすすめします。

運搬
破砕業者へ搬出します。

パターン1 破砕業者に引き渡す場合



(2) パターン2 非認定全部利用者に引き渡す場合（下図参照）

- 必ず事前に車内・トランク内等の点検をしてゴミ等の異物（危険物も含む）があれば取り除いてから引き渡します。

トラック積載

車台数確認、引渡報告

- 引渡しを証する書面を作成し、電子マニフェストシステムの画面上で情報管理センターへの引渡報告を行います。書面を手書きすることは大変ですから、電子マニフェストシステムの引渡報告画面を印刷する方法をおすすめします。

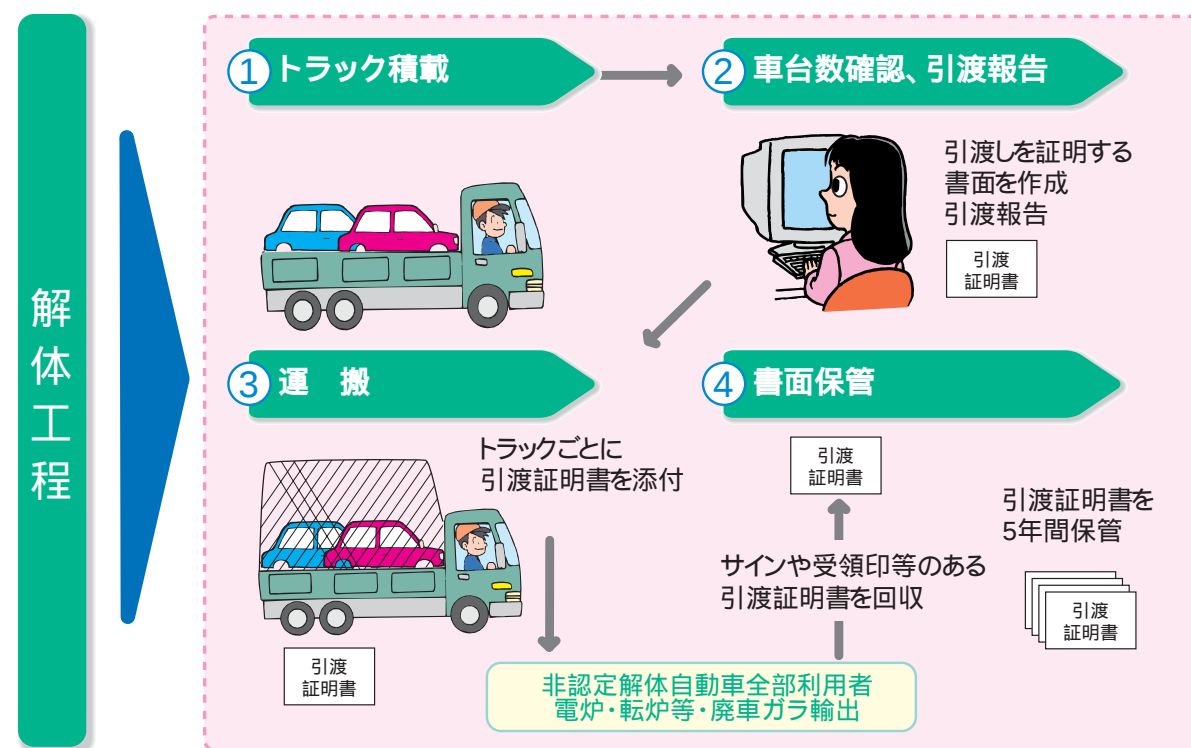
運搬

- 上記書面をトラック運転手に持たせ、搬出します。

書面保管に非認定全部利用者のサインや受領印等をもらったものを回収して保管します。

非認定全部利用者に解体自動車を引き渡したときは、その事実を証する書面として主務省令で定めるもの（いつ、誰が、誰にどの車台（車台番号）を引き渡したか）を、その引渡しの日から5年間保管しなければなりません。

パターン2 非認定全部利用者に引き渡す場合



(3) パターン3 認定全部利用者に引き渡す場合

認定全部利用者に引き渡す場合は、解体業者、プレス・せん断業者、電炉・転炉業者等の関係者でコンソーシアムを形成し、全部再資源化の方法、設備、工程、ならびに全体のコンソーシアム図や責任関係を整理の上、自動車メーカー等（チーム）に提案する必要があります。

詳細は各チームにお問い合わせください。

[問い合わせ先]

THチーム：豊通リサイクル(株) ASR再資源化事業部

TEL：03-3555-2053 FAX：03-3555-2051 e-mail：tr-information@toyotsurecycle.co.jp

ART：ART(ASRリサイクル促進チーム)

TEL：03-3288-3020 FAX：03-3288-2920 e-mail：info@asrrt.jp

(4) パターン4 解体業者→解体業者の場合

- 自社においてまったく解体を行わない場合や、自社で再資源化基準に従った解体およびエアバッグ類の処理を行った後さらに他の解体業者で部品取りを行う場合に、使用済自動車または解体自動車を他の解体業者へ引き渡すことが可能です。

(5) 解体業者であって自らプレス・せん断まで行う破砕業者(別途破砕業(破砕前処理)の許可が必要)の場合

- 同一事業所内であっても、使用済自動車の解体からプレス・せん断処理まで行った場合は、解体業者(自社)から破砕業者(自社)への引渡報告を行い、破砕業者(自社)での引取報告を行う必要があります。
- 解体およびプレス・せん断処理を行った解体自動車をシュレッダー業者または解体自動車全部利用者に引き渡した時は、破砕業者(自社)として引渡報告を行ってください。

解体業者・破砕業者双方としての自動車リサイクルシステムへの事業者登録が必要となり、事業者登録が完了した後は、解体業者・破砕業者ごとに事業所コードおよび初期パスワードが送付されます。



- 解体自動車を次の事業者へ引き渡す際は、前の工程から引き渡されたりサイクル券[A券]等を解体自動車と共に引き渡してください。

解体自動車とリサイクル券等を取り間違えて引き渡さないようご注意ください。

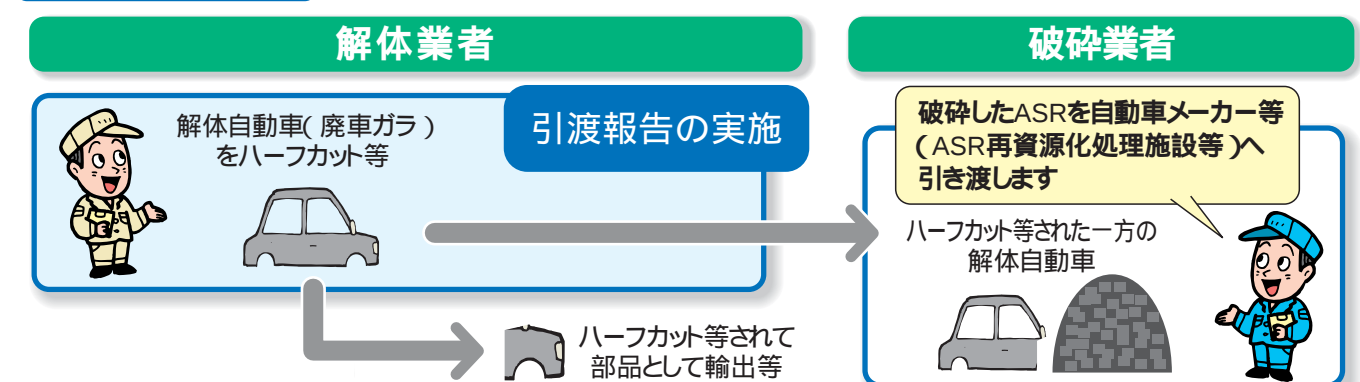
- 解体自動車の中に他の廃棄物を入れて引き渡すことは、次工程の事業者の正当な引取拒否事由となりますのでご注意ください。

補足：解体自動車（廃車ガラ）が分割処理される場合の移動報告の取回しについて

- 解体自動車がハーフカット等され、一方がシュレッダー業者や解体自動車全部利用者に引き渡され、もう一方は部品として輸出等される場合も想定されます。
- 電子マニフェストシステムによる解体自動車の引渡報告は、車台1台分のみ行うこととなっていますので、こうした場合においてはどちらか一方の解体自動車について引渡報告を行っていただくことになります。
- 具体的には、以下の部分を含む解体自動車の引渡しについて、引渡報告を行うようにしてください。

乗用車 車台後部
トラック キャブ
バス アッパーボディ

取回しの例



上図のケースにおいては、車台後部を含む解体自動車はシュレッダー業者に引き渡されているので、これに関する引渡報告を行うようにしてください。